

板橋区後期高齢者医療被保険者葬祭給付金支給要綱

(平成22年3月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区において、後期高齢者医療被保険者が死亡した際に、当該被保険者の葬祭を行う者に支給する葬祭給付金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(被保険者)

第2条 この要綱における後期高齢者医療の被保険者とは、東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例（平成20年板橋区条例第12号）第3条に規定する被保険者とする。

(支給対象者)

第3条 後期高齢者医療の被保険者が死亡した場合（以下「死亡」という。）において、板橋区長は、当該被保険者の葬祭を行う者に対し、葬祭給付金を支給する。

(支給の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、葬祭給付金の支給は、同一の死亡について、他の法令（東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号）第1条の2の規定に基づく葬祭費（以下「葬祭費」という。）を除く。）によって葬祭に関する支給を受けることができるときは、その受けることができる給付の限度においては支給を行わない。

2 葬祭給付金の支給は、同一の死亡について1回とする。

(支給金額)

第5条 葬祭給付金の支給金額は2万円とする。

(支給の申請)

第6条 前条の葬祭給付金の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療被保険者葬祭費支給申請書兼口座振替依頼書（別記第1号様式）に死亡を証明する書類及び葬祭執行の事実を証明する書類を添えて葬祭を行った日の翌日から2年以内に板橋区長に申請をしなければならない。ただし、板橋区長が認めるときは、死亡を証明する書類を省略することができる。

2 前項の規定による申請は、葬祭費の申請と同時に行うものとする。

(支給の決定)

第7条 板橋区長は、前条の規定に基づく申請があったときは葬祭費にかかる申請とともに審査し、葬祭給付金の支給の必要があると認めたときは、後期高齢者医療被保険者葬祭費支給決定通知書（別記第2号様式）により、必要がないと認めたときは、後期高齢者医療被保険者葬祭費支給申請却下通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知する。

(支給方法)

第8条 支給することを決定した申請者に係る葬祭給付金は、当該申請者の指定する金融機関への口座振込みの方法により支給することができる。

(取消し等)

第9条 板橋区長は、申請者が虚偽の申請その他の不正な行為等により葬祭給付金の交付を受けたことが明らかになった場合は、支給の決定を取り消すものとする。

2 板橋区長は、前項の規定により支給の決定を取り消した場合において、既に葬祭給付金が支給されている場合は、支給した葬祭給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

る。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

後期高齢者医療被保険者葬祭費 支給申請書兼口座振込依頼書

被保険者情報	個人番号												事務処理欄
	被保険者番号								性別	男・女		受付番号	
	氏名												
	生年月日				年	月	日生						受付印
	死亡年月日				年	月	日						
	葬祭執行年月日				年	月	日						

支給金額 ￥70,000 -

(内訳) 東京都後期高齢者医療広域連合葬祭費支給分 50,000円
板橋区葬祭給付金支給分 20,000円

(宛先) 東京都板橋区長

上記の者の葬祭費の申請をします。

年 月 日

葬祭執行者 {

〒 _____

住所 _____

氏名 _____ ⑩ 続柄()

電話 ()

振込口座			銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 ()	本店・支店 ()	
	預金種別	口座番号		フリガナ	
	普通預金			口座名義人	

※ 葬祭執行者名義人以外の口座に振込みを希望の方は、裏面の委任状をご記入ください。

葬祭執行確認	1. 葬儀の領収書 葬儀社名() 2 その他()
--------	----------------------------

委任状

年 月 日

葬祭執行者

住所

氏名 印

私は下記の者を代理人と定め、葬祭費受領の権限を委任する。

記

代理人

住所

氏名

亡くなられた方との続柄()

第 号
年 月 日

後期高齢者医療被保険者葬祭費支給決定通知書

東京都板橋区長 印

さきに申請のありました後期高齢者被保険者葬祭費は下記の通り決定いたしましたので、
通知します。

1. 支給金額	70,000円
被保険者氏名	
内訳 東京都後期高齢者医療広域連合葬祭費支給分 50,000円	
東京都板橋区葬祭給付金支給分 20,000円	

2. 支払方法	

(問い合わせ先)

審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）を被告として、提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号
年 月 日

後期高齢者医療被保険者葬祭費支給申請却下通知書

東京都板橋区長 印

さきに申請のありました後期高齢者被保険者葬祭費は下記の通り却下いたしましたので、
通知します。

被保険者氏名

内訳 東京都後期高齢者医療広域連合葬祭費支給分 50,000円
東京都板橋区葬祭給付金支給分 20,000円

申請却下理由

(問い合わせ先)

審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）を被告として、提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。